

改正

平成25年 3 月29日要綱第12号

平成28年 3 月31日要綱第10号

岡垣町訪問入浴サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）に対し、身体の衛生の管理や心身機能の維持及びその家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ることを目的として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項に規定する地域生活支援事業の一つとして実施する岡垣町訪問入浴サービス事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、岡垣町とする。ただし、町は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を確保できる社会福祉法人等（以下「事業者」という。）に委託することができる。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、町内に住所を有する在宅の障害者等のうち、自宅の浴槽や施設での入浴が困難な者であって次の各号のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級が肢体不自由の1級又は2級の者

(2) その他町長が特に必要と認める者

(事業の内容)

第4条 この事業は、看護師又は准看護師若しくは介護職員が対象者の居宅を訪問し、浴槽を提供して当該対象者の入浴等の介護を行うものとする。

(申請)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、訪問入浴サービス事業利用（変更）申請書（様式第1号）に入浴の可否に関する医師の意見書等のほか必要な書類を添えて町長に提出するものとする。

(決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに身体状況等を調査の上、利用の可否を決定し、訪問入浴サービス事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に対しその旨を通知するものとする。

（利用の変更）

第7条 前条の規定により事業の利用の決定を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、第5条の規定による申請に係る事項について変更が生じたときは、速やかに町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定により変更の届出があった場合は、変更の可否を決定し、訪問入浴サービス事業利用変更決定通知書（様式第3号）により、利用者に対しその旨を通知するものとする。

（利用の取消し等）

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を停止又は取り消すことができる。

- （1）対象者が、第3条に規定する対象者の要件を満たさなくなったとき。
- （2）利用者から事業の利用を中止し、又は辞退する旨の届出があったとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、町長がその利用を不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により対象者の事業の利用を停止し、又は取り消したときは、訪問入浴サービス事業利用決定取消し通知書（様式第4号）により、利用者に対しその旨を通知するものとする。

（利用回数）

第9条 事業の利用回数は、原則として週1回とする。

（費用負担）

第10条 利用者は、事業の利用に要する費用の1割の額を事業者に支払うものとする。ただし、その額の1ヶ月の合計は別表に定め利用者負担上限月額を超えない額とする。

（委託料）

第11条 第2条の規定により委託を受けた事業者は、町長に対し、毎月20日までに前月分の事業の実施に係る実績報告書を添えて、当該実績に対する委託料を請求するものとする。

（遵守事項）

第12条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）対象者が入浴するときは、当該対象者を介助できる家族等（以下「付添人」という。）が、常時付き添うこと。

(2) 利用者又はその保護者等は、入浴前に入浴の可否を意思表示し、付添人がこれを確認すること。

(3) その他事業の実施に係る係員の指示に従うこと。

(事業者の責務)

第13条 事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用者に対して、提供するサービスに関する事前説明を十分に行うこと。

(2) 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておくこと。

(3) 従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。

(4) サービス提供時に事故が発生した場合、町長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。

(5) この事業を行うため、従業員、会計、利用者へのサービス提供記録に関する必要な帳簿を整備し、サービスを提供した日から5年間保存すること。

(6) この事業に係る経理と他の事業に係る経理を明確に区分すること。

2 事業者及び従業員は、岡垣町個人情報保護条例（平成17年岡垣町条例第10号）第10条に基づく個人情報保護のために必要な措置を講じるとともに、その業務を行うに当たっては、障害者等の人格を尊重してこれを行なわなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日要綱第12号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日要綱第10号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

区分	利用者の属する世帯.	利用者負担上限月額
生活保護	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助	0円

	を受けている世帯	
低所得	当該年度（4月から6月までの間の利用については前年度）の市町村民税が非課税である世帯	0円
一般1	利用者が障害児であって、当該年度（4月から6月までの間の利用については前年度）の市町村民税の所得割の額を合算した額が28万円未満である世帯	4,600円
	利用者が障害者であって、当該年度（4月から6月までの間の利用については前年度）の市町村民税の所得割の額を合算した額が16万円未満である世帯	9,300円
一般2	上欄に掲げる世帯以外の世帯	37,200円
備考 この表における世帯及び市町村民税の所得割の額の範囲は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条に準ずる。		

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第8条関係）